

(8) なごや歴まちびと派遣制度

景観整備機構(公財)名古屋まちづくり公社 景観整備アドバイザー 野田展葛

歴史的建造物の登録認定制度

名古屋市都市景観条例の改正（平成23年6月1日施行）により、身近な歴史的建造物の保存活用を推進する全国でも珍しい「歴史的建造物の登録認定制度」が創設されました。なごや歴まちびと派遣制度は、条例で位置づけられた「地域建造物資産」の所有者等への保存又は活用のための技術的援助にあたるものです。改正都市景観条例による地域建造物資産の指定基準と支援の概要は次の通りです。

	指定基準	支援
認定地域建造物資産	一定の地域における都市景観の形成上、重要な歴史的又は文化的価値があると認めるもの	所有者等への保存又は活用のための技術的援助・助成ができる
登録地域建造物資産	一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認めるもの	所有者等への保存又は活用のための技術的援助ができる

派遣制度の制定

この条例の改正を受けて、公社ではなごや歴まちびとの派遣を制度化します。平成23年6月15日には「名古屋歴史的建造物保存活用推進員制度要綱」を、8月1日には「名古屋歴史的建造物保存活用推進員派遣要領」と「なごや歴まちびと技術的支援マニュアル」などの内部規定を整備しました。さらに、制度の一般PR、派遣要請を受けたなごや歴まちびとの所有者等への説明に利用するため、これらの制度の概要をまとめたリーフレットを作成しました。リーフレットの一部を紹介すると次のようになります。

(3) 歴史的建造物の保存活用の相談を受けます

「由緒ある建物を残したい」、「先祖伝来の我が家を補修して活用したい」、「何とかしたいけど誰に相談したらいいの?」といったお悩みをお持ちの方は、ぜひ景観整備機構(財)名古屋都市整備公社にご相談ください。

電話 052-222-2314 Fax052-222-2339 E-mail contact@nagoya-rekimachinet.jp

○アドバイスします。

建物を拝見し、修繕や活用の方法などについてアドバイスします。

○登録地域建造物資産の登録を勧めます。

名古屋市都市景観条例に基づく登録地域建造物資産に登録されるようお勧めします。登録地域建造物資産に登録されますと、なごや歴まちびとの派遣を受け調査やアドバイスを受けることができます。

○なごや歴まちびとを派遣します。

ご希望により、景観整備機構(財)名古屋都市整備公社が実施した名古屋歴史的建造物保存活用推進員（なごや歴まちびと）養成講座を修了した専門家（なごや歴まちびと）を派遣します。

○認定地域建造物資産に認定されると修繕費等の助成を受けることができます。

さらに、名古屋市広告・景観審議会の議を経た後、認定地域建造物資産として認定されれば修繕費等の助成を受けることができます。認定に必要な図面等は、なごや歴まちびとが無料で作成します。

(4) なごや歴まちびと派遣制度

○希望者には次の手順によりなごや歴まちびとを派遣します。

- ・所有者等から景観整備機構(財)名古屋都市整備公社へ派遣申請書を提出していただきます。
- ・景観整備機構(財)名古屋都市整備公社は、なごや歴まちびとを登録者名簿の中から選定し派遣します。

派遣実績

平成23年度におけるなごや歴まちびとの派遣実績は、次の通りでした。

日程	依頼場所	助言・指導の内容	歴まちびと派遣人数
23.8~23.9	緑区	屋根の改修	1人
23.10	西区	土蔵の改修	1人
23.12	中区	母屋の補修	1人
24.1	熱田区	地下室の漏水対策	1人
24.1	緑区	屋根の診断	1人
24.3	北区	本堂の改修	1人

そのとなごや歴まちびとの活動

平成23年度において派遣以外でなごや歴まちびとが行った主な活動は、次の通りでした。

分類	時期	活動の内容	歴まちびと参加人数
公社の行う事業等への参加	23.6~24.3	情報バンク研究会への参画	2名
	23.10	歴史的建造物シンポジウムへの参加	9名
	24.1	歴史的界隈ワークショップへの参加	14名
所有者等からなごや歴まちびとへの依頼業務	23.7~	耐震調査	5名
	23.12~24.1	建物調査	2名
	24.1	図面作成	1名
自主的な活動	23.11	名古屋市長との意見交換会	17名
	24.3.15	なごや歴まちびとの会の設立	29名

なお、この派遣によるなごや歴まちびとへの報酬などは、名古屋市から景観整備機構に対して交付される補助金によってまかなわれています。